

第1節 商 工

1 商工業の現状（商工労働部 商業流通課・ものづくり支援課）

(1) 商 業

本市の商業は、大阪市を中心とする商業圏の一角として発展してきた。大阪市の隣接するという立地特性から商業面では大阪市への流出という影響を受けてはいるものの、南大阪地域の中核都市として一定の地位を築いている。卸売業に関しては、広域幹線道路等の整備が進み、有利な立地条件を背景に地場産業関連業種をはじめ多様な分野で商圈を確立している。小売業については、郊外やロードサイドへの大型店の進出やインターネット取引の進展などにより、経営環境が厳しくなっている。そのため、大型店などとの役割を踏まえたうえで、商店街や小売市場の活性化を図り、地域に密着した魅力ある商業地の形成が求められている。

① 商店数、従業者数、商品販売額

卸 売 業				小 売 業			
産 業 分 類	商店数	従業者数	年間販売額	産 業 分 類	商店数	従業者数	年間販売額
	カ所	人	百万円		カ所	人	百万円
各 種 商 品	4	62	4,307	各 種 商 品	15	2,680	103,585
織 維 ・ 衣 服 等	75	586	24,905	織 物 ・ 衣 服 ・ 身 の 回 り 品	553	2,809	36,409
飲 食 料 品	176	1,853	142,664	飲 食 料 品	1,135	14,935	226,504
建築材料、鉱物・金属材料等	344	2,803	216,321	機 械 器 具	586	4,333	162,393
機 械 器 具	334	3,009	229,028	そ の 他	1,426	10,232	184,180
そ の 他	313	3,774	374,219	無 店 舗	143	1,538	50,104
卸売業 総数	1,246	12,087	991,443	小売業 総数	3,853	36,527	763,175

(注) 1. 平成28年経済センサス活動調査結果（平成28年6月1日現在）による。

(注) 卸売業、小売業の総数（年間販売額）は、四捨五入のため各産業分類毎の年間販売額を合計した値と一致しない。

② 主な商業施設

区分	公 認 小売市場	商店街 〔専門店 街含む〕	卸売市場	百貨店	スーパー 〔店舗面積 1,000㎡超〕	専 門 店 〔店舗面積 1,000㎡超〕	集 合 店 舗 〔店舗面積 1,000㎡超〕
施設数	3	71	3	1	32	35	33

(注) 1. 卸売市場は、卸売市場法に基づく地方卸売市場である。

2. 堺市小売商業地図(令和2年3月発行)による。

(2) 工 業

本市は全国でも有数の工業都市であり、特に重化学工業を中心に形成された臨海工業地帯は本市の経済成長に大きく寄与してきた。一方、内陸部には、機械器具・金属製品製造業や自転車及び同部品、敷物、刃物、線香、手拭い・ゆかた、昆布等の伝統産業などを含めた多様な工業が立地している。しかし、本市の工業は、市場の成熟による成長率の低下や海外製品との競争激化などにより厳しい経営状況に立たされている。このような状況下での発展をめざすため、経営基盤の強化とともに製品の付加価値を高めるための技術力・商品開発力の強化が求められている。本市では、これらを支援するために資金融資、人材育成、情報提供などの施策に取り組んでいる。

① 事業所数、従業者数、年間製造品出荷額等

(令和 2.6.1 現在)

産 業 分 類	事業所数	従業者数	製造品出荷額等	産 業 分 類	事業所数	従業者数	製造品出荷額等
	カ所	人	万円		カ所	人	万円
食 料 品	64	3,646	9,628,204	なめし革・同製品・毛皮	8	100	X
飲料・たばこ・飼料	3	37	132,480	窯業・土石製品	36	1,485	7,188,553
織 維 工 業	65	976	1,545,964	鉄 鋼	84	4,295	45,384,314
木材・木製品(家具除く)	27	596	1,687,523	非 鉄 金 属	42	2,265	28,325,473
家具・装備品	41	970	1,937,308	金 属 製 品	309	7,017	19,768,597
パルプ・紙・紙加工品	23	554	1,488,565	はん用機械器具	92	5,918	25,033,609
印刷・同関連業	41	1,147	2,727,020	生産用機械器具	149	7,934	25,334,849
化学工業	79	2,850	18,059,201	業務用機械器具	14	229	442,376
石油製品・石炭製品	7	831	89,744,124	電子部品・デバイス・電子回路	13	2,192	11,385,798
プラスチック製品	63	1,326	3,140,250	電気機械器具	50	1,786	4,545,806
ゴ ム 製 品	12	321	644,967	情報通信機械器具	2	86	X
				輸送用機械器具	62	3,889	20,897,298
				そ の 他	51	843	1,061,086
				総 数	1,337	51,293	320,336,165

(注)1 従業者数4人以上の事業所についての工業統計調査結果である。
2 Xは数値の公表を差し控えたものである。

② 従業者規模別事業所数

(令和 2.6.1 現在)

規 模 別 区 分	～29 人	30～49 人	50～99 人	100～199 人
事業所数 (カ所)	1,035	109	108	46
規 模 別 区 分	200～299 人	300～499 人	500 人以上	合計
事業所数 (カ所)	15	15	9	1,337

(注) 従業者数4人以上の事業所についての工業統計調査結果である。

2 商 工 支 援

(1) 小売商業の振興（商工労働部 商業流通課）

商店街・小売市場等の自主的・意欲的な取り組みを促進し、地域の特性に応じた魅力ある商業地の形成、大型店や福祉団体などとの連携による地域商業活性化事業を支援している。

① 商業共同施設維持管理等支援事業補助

商店街・小売市場等の商業団体が商業振興上有益な共同施設を設置または補修する事業に対して補助している。

補 助 対 象 施 設	補 助 率	補助限度額
冷房施設、アーケード、アーチ、街路灯、カラー舗装、放送施設、防災施設、公衆便所、駐車（輪）場、カウンター（入場客数計数器）、コミュニティ関連施設、救命設備、防犯対応設備など	法人団体 補助対象経費の10%以内 任意団体 補助対象経費の7%以内	1事業 300万円
中小小売商業振興法認定事業 アーケード、カラー舗装、街路灯など	法人団体 補助対象経費の1/4以内	1事業 1,000万円

② 商店街街路灯等電気料金支援事業補助

地域住民の利便性、快適性、安全性等を高めるとともに、中小小売商業者の振興に寄与することを目的に、市内商店街に対して、共同施設の維持管理に要した経費（電灯料）の一部を補助している。

補 助 率：補助対象経費の1/2以内

③ 商店街等ソフト事業支援事業補助

商店街等が自主的に、少子高齢化対応や安全・安心の推進、環境負荷の低減、地産地消の推進、賑わい創出、キャッシュレス決済の推進など、地域の住民やコミュニティのニーズに応えるために取り組むソフト事業に補助している。

補 助 対 象 事 業 例	補 助 率	補助限度額
① 少子・高齢化対応事業 ② 安全・安心推進事業 ③ 環境対応事業 ④ 賑わい創出事業 ⑤ 地域消費循環促進事業 ⑥ 地産地消推進事業	補助対象経費の1/2以内	1事業 50万円

④ 商店街等空き店舗活用支援事業補助制度

商店街等が主体的に取り組む新規テナント誘致活動や空き店舗の活用など、買物利便性の向上及び生活環境の充実に資する事業に補助している。

補助対象事業例	補助率	補助限度額
① 空き店舗等に新規テナントを誘致する事業 ② 空き店舗を賃借し、店舗改装や施設設置等を行い実施する事業	補助対象経費の2/3以内	1事業 200万円

(2) 卸売商業の振興（商工労働部 商業流通課）

商業共同施設維持管理等支援事業補助

卸売商業者団体が共同で商業振興上有益な共同施設を設置または補修する事業に対して補助している。

補助対象施設	補助率	補助限度額
冷房施設、アーケード、アーチ、街路灯、カラー舗装、放送施設、防災施設、公衆便所、駐車（輪）場、カウンター（入場客数計数器）、コミュニティ関連施設、救命設備、防犯対応設備など	法人団体 補助対象経費の10%以内 任意団体 補助対象経費の7%以内	1事業 300万円

(3) 大規模小売店舗立地法の運用（商工労働部 商業流通課）

大規模小売店舗（店舗面積が1,000㎡を超えるもの）の出店に際し、その周辺地域の生活環境の保持のため、「大規模小売店舗立地法」に基づく届出に対して「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づく生活環境に配慮した対応がなされているかの審査を行っている。また、届出時等に事業者の地域貢献活動の積極的な実施及び地域住民の理解・参加を促進することを目的とした「地域貢献活動（計画）書」の提出を任意で求めている。なお、店舗面積300㎡～1,000㎡以下の中規模小売店舗についても「堺市中規模小売店舗の設置に関する要綱」に基づき情報の把握に努めている。また、良好な生活環境及び都市環境の保全に寄与することを目的として「堺市特定商業施設における適正な事業活動の推進に関する条例」を制定するとともに、同条例の運用指針（ガイドライン）を策定し、立地に応じた適正な事業活動を求めている。

(4) 小売商業に関する情報の収集・提供及び振興施策の立案（商工労働部 商業流通課）

中小小売商業者に関する基礎資料の収集や調査を実施し、その資料をもとに小売商業振興施策を立案するとともに、ニーズを的確に把握し有効な情報提供を行うため、パンフレットの発行などを通じて施策のPRに努めている。また、市内の小売市場、商店街等の位置などを示した「堺市小売商業地図」を発行している。

(5) 中心市街地の商業活性化（商工労働部 商業流通課）

平成 19 年 11 月、改正中心市街地活性化法に基づく「堺市中心市街地活性化協議会」が、財団法人堺市都市整備公社と堺商工会議所により共同で設立された。

平成 27 年 3 月に認定を受けた堺市中心市街地活性化基本計画に基づき、堺市中心市街地活性化協議会や地域の関係者が検討・実施する事業の支援を行い、地域の賑わいの創出を図っている。また、エリアマネジメントの考え方に基づいたまちづくり会社による事業を促進するなど、新たな商店街づくりに取り組んでいる。

(6) 中小企業の経営改善（商工労働部 商業流通課）

小規模企業高度化及び経営安定化指導相談事業

堺商工会議所に委託し、商工業者のうち特に小規模事業所の経営改善に資するため、創業、税務・経理、法律、労務管理、IT 導入等について、個別指導を行うとともに、必要に応じて個別企業診断を実施する。

(7) 中小企業の製品・技術開発への支援（商工労働部 ものづくり支援課）

ものづくり新事業チャレンジ支援補助金

製品・技術の高付加価値化や新分野進出に挑戦する中小企業者に、新製品・新技術の開発等に必要な経費の一部を補助する。

補助率：1 / 2 以内 補助限度額：300 万円 期間：1 年

(8) 第二創業促進支援事業（商工労働部 ものづくり支援課）

ものづくり中小企業が持つ「匠の製品・技術」を活かしさらなる成長を促すため、新機軸となる事業創出（第二創業）に挑戦する市内事業者に対して、ビジネスアイデア実現に向けたソリューション提案や、成長支援ネットワークの構築を行う。

(9) 企業のデジタル化支援（商工労働部 ものづくり支援課）

中小企業デジタル化促進補助金

市内中小企業のデジタル技術活用による販路開拓や製造工程の効率化・生産性向上への取り組みにかかる経費の一部を補助する。

（販路開拓等に繋がる事業）

補 助 率：3 / 4 以内 補助限度額：100 万円

（製造工程に係る事業）

補 助 率：1 / 2 以内 補助限度額：IoT、AI 導入 50 万円、ロボット導入又はロボット導入時に併せて IoT、AI 複合導入 150 万円

(10) 取引拡大支援事業（商工労働部 ものづくり支援課）

① ものづくり商談会等開催事業補助金

堺商工会議所が市内中小企業の取引拡大のために実施する商談会等の事業に対して、必要な経費の一部を補助する。

補助率：2／3以内 補助限度額：650万円

② ベンチャー調達認定制度

新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を図る者を市長が認定し、信頼性向上等により販路開拓を支援するとともに、当該新商品等の市による随意契約での調達を可能とする。

(11) ものづくり技術・技能の継承（商工労働部 ものづくり支援課）

① 事業の承継

中小企業経営者の高齢化が進み、後継者不在等の理由による休廃業の増加が懸念されるなどの課題に対応するため、企業の個別相談会等の実施により円滑な事業承継支援を実施する。

② ものづくりマイスター認定制度

堺市内で伝統産業や基盤技術に携わり、卓越した技能と後継者育成に熱意を有する人を「堺市ものづくりマイスター」として認定する。

③ 溶接技術コンクール

ものづくり基盤技術である溶接技術の水準の向上と従業員の資質向上を図るため、技術コンクールを実施する。

(12) 新事業創出支援事業（商工労働部 ものづくり支援課）

① インキュベーション事業

新事業創出に挑戦する企業や起業をめざす個人にオフィス・ラボ等を賃貸し、インキュベーション・マネージャー等による継続的かつ総合的な経営サポートを行う。

事業主体 株式会社さかい新事業創造センター

(堺市・(独)中小企業基盤整備機構・堺商工会議所の出資)

所在地 北区長曾根町130番地42

電話番号 240-3775 敷地面積 8,174 m²

建築面積 1,872 m² 延床面積 4,186 m²

構造 鉄骨造 本館3階建 ラボ館2階建

開設年月日 平成16年4月1日

施設内容 オフィス、R&Dラボ、マルチラボ、創業準備デスク、シェアードオフィス



さかい新事業創造センター

② インキュベーション施設入居者支援補助金

さかい新事業創造センターの入居者の起業や新規事業展開等を促進するため、施設賃料の一部を補助する。

③ 各種セミナー開催事業

起業家（アントレプレナー）の育成を目的に次の事業を実施する。

ア アクセラレーションプログラム

事業の成長・拡大に必要な事業開発、資本政策、法務などの知識を専門家から学ぶ連続講座及び個別相談を行うとともに、先輩起業家セミナー及び交流会を実施。

イ 起業家育成キャンパス

事業計画の作成など、起業に向けた活動を経営支援の専門家がマンツーマンで支援。

ウ 経営実務勉強会

これから起業する方や起業まもない方向けの経営・財務・販路開拓など経営の基礎知識についての勉強会を実施。

エ 若者・学生向け起業セミナー

若者・学生向けの起業に向けたワークショップやプログラミング講座を実施。

④ スタートアップ実証推進事業

本市における社会課題解決やイノベーション創出に資する新たなビジネスアイデアに対し「さかいスタートアップ トライアル ラウンドテーブル」を通じ、支援対象事業者を選定し、実証機会の提供や実証事業にかかる費用の補助などにより、実証事業を支援する。

補助率：1／2以内 補助限度額：200万円以内

(13) 経済振興指導団体への助成事業（商工労働部 商業流通課）

経済活動の総合的な改善発達を図るため、市内経済振興指導団体（堺商工会議所）に対し事業助成を行っている。

(14) 地場・伝統産業の振興（商工労働部 ものづくり支援課）

① 地場産業振興事業補助金

地場産業の振興を図るため、各中小企業団体が実施する経営の近代化及び合理化、販路開拓、ものづくり基盤技術の継承等に関する事業に対し、事業費の一部を補助する。

② 伝統産業後継者育成事業補助金

後継者確保と技能の継承を図り、伝統産業の発展と振興に資するため、伝統産業事業者が後継者の育成に要する経費の一部を補助する。

補助率：1／2以内 補助限度額：月額5万円／研修対象者 180万円／補助事業者

③ ツアー・オブ・ジャパン堺ステージ

昭和 57 年より前身である「国際サイクルロードレース」を開催。例年 5 月中旬、自転車競技の普及と発展を図る目的で開催されている。（令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止。）平成 8 年からは国際自転車競技連合公認のステージレース「ツアー・オブ・ジャパン」となり、世界の著名・強豪チームが参戦するレースとして注目を集めている。堺ステージは、大仙公園周回コースにて開催する。

④ 伝統工芸品展

大阪府、大阪市、岸和田市、富田林市等とともに大阪伝統工芸品展推進委員会を組織し、伝統工芸品展を開催し、刃物をはじめとする伝統産業の PR を実施する。

⑤ 伝統産業ブランド創出促進事業

市内の伝統産業事業者に対し、消費者ニーズを踏まえた付加価値の高い商品づくりを支援し、国内最大市場／情報発信拠点である首都圏において販路開拓を行うことにより、「堺市の伝統産業の認知度向上」「堺の伝統製品のブランド力強化」を行う。

⑥ 伝統産業若手異業種交流会

堺の伝統産業の未来を担う異業種の若手職人等が交流し、異なる業界の横のつながりを作り刺激し合うことにより、それぞれの業界が自主的に新しい取組を生み出すきっかけを作るなど、本市の伝統産業業界の活性化をめざす。

(15) 公益財団法人 堺市産業振興センター

所在地 北区長曾根町 183-5

電話番号 255-3311（総務課）、255-6700（経営支援課）、255-8484（金融支援課）
255-1223（販路開拓課）、255-0111（貸館受付窓口）

目的・概要 中小商工業者等の経済活動の円滑化と企業の経営や財務の安定化を推進し、堺市及び南大阪地域の地場産業をはじめとする中小企業の振興を図ることを目的とする。中小企業経営支援のため、専門人材を配置し、総合的支援拠点としての機能強化を図り、下記の各種支援事業等を実施する。

① 経営支援事業

○ 経営相談（訪問型）・マッチング支援事業

総合的な中小企業支援拠点として、Zoom等のWebを積極的に活用した企業面談による中小企業の情報収集を行い、個々の企業経営課題やニーズに合わせた支援を実施するとともに、中小企業間ならびに大手企業とのマッチングを実施する。

○ エキスパート派遣事業

中小企業が抱える経営課題解決のため、中小企業診断士等各種有資格者の登録エキスパート派遣による経営支援を実施する。

- デジタル情報誌、ホームページ等による情報発信及び調査研究事業
センターの事業や機能の周知、国、府、市の公的支援機関等の施策や新技術・新商品の紹介及び地域経済情報を調査及び提供し、中小企業の経営を支援する。
- 知的財産活用支援事業
知的財産の活用に資するセミナーを開催するとともに、国の実施する知財総合支援窓口を活用し中小企業の知的財産活用を支援する。
- 成長産業分野育成プロジェクト（医工連携促進事業）
中小企業の将来に向けた新たな企業成長を促進するため、健康・医療・介護産業分野への進出に向け設立した「さかい健康医療ものづくり研究会」を中心に、ビジネスマッチングやセミナー開催、新製品開発へのサポートなど総合的な支援を実施する。
- 産学連携・技術開発支援コーディネート事業
大学や公的試験研究機関の技術シーズの活用のためのマッチング支援や新製品・新技術開発に向けた課題解決を専任コーディネーターを配置し支援する。
- 中小企業デジタル化・自動化促進支援事業（スマートものづくり導入支援センター）
中小企業の生産性向上や取引拡大に向けたIoTやAI、ロボットなどの導入、また、非対面ビジネスに対応するデジタル化を支援するため、専門家によるWeb相談窓口を開設し、助言や相談等を行う。

② 人材育成事業

- セミナーの開催
トップマネジメントに求められるコンセプトチャルスキルを明確にし、どこから見てもだれから見てもいい会社の基礎をつくるための連続講座や、中小企業が単独では実施できないものづくり現場で役立つテーマ別技術系セミナー等を開催し、市内中小企業の人材育成を総合的に支援する。

③ 需要開拓事業

- 常設展示事業
堺の伝統産業や中小企業のものづくり及び南大阪5市1町の地場産業製品の常設展示により、商品PRと産地イメージの向上を図る。
- 販路開拓事業
堺の伝統産業製品及び地場産業製品の需要開拓と宣伝普及のため、首都圏での展示会や全国各地の地場産業振興センター等が開催する地場産業物産展に参加するほか、「堺線香まつり」、「堺刃物まつり」等の各種事業を業界団体と共に開催する。
- 海外需要拡大事業
海外において伝統産品を含む地場産業製品の普及を図ることで、海外での需要拡大と堺のイメージアップを図る。

○ イベント事業

観光施設や他のイベントと連携して堺の伝統産業をPRするとともに、伝統産業振興の拠点である堺伝統産業会館を活用し、各事業所の見学やものづくりの体験事業を行う。

④ 堺伝統産業会館運営事業

本市の伝統産業の振興拠点として展示、実演・体験、情報発信を行うとともに伝統産業製品等の販売も行う。また、旧市街地の観光スポットとして市内外からの集客を促進し、地域経済の発展に寄与することを目的とする。

所在地 堺区材木町西1-1-30

電話番号 227-1001

延床面積 約885㎡

構造 RC2階建（一部3階建）

開設年月日 平成23年10月1日

休館日 年末年始、第3火曜日（祝日の場合は翌日）

内部施設

- 1階 ○ 伝統産業の歴史・文化の紹介
- 伝統産業製品の製造工程の実演・体験
- 伝統産業に関する情報提供
- 伝統産業製品及び堺産品等の展示・販売
- 観光情報の提供
- 2階 ○ 刃物ミュージアム（CUT）
- 刃物販売コーナー
- その他 ○ 年間を通じ各種催しを開催
- ネット販売



堺伝統産業会館

⑤ 会場提供事業

イベントホールや会議室などの会場提供を行う。

⑥ 金融支援事業

○ 融資保証業務

堺市中小企業融資制度のうち堺市産業振興センター保証付き融資に対する保証を行う。

○ 融資相談業務

専門スタッフが堺市及び大阪府等の融資相談や受付を行う。

(16) 起業家育成支援（商工労働部 ものづくり支援課）

さかい起業チャレンジポート

産業支援機関とともに、起業したい方や起業して間もない方等を対象とする会員組織「さかい起業チャレンジポート」を設立し、創業準備段階から設立後のサポートまで、起業家の成長段階やニーズに応じた、切れ目のない支援を行う。

3 金 融（商工労働部 ものづくり支援課）

公益財団法人堺市産業振興センターとの連携のもと、堺市内の中小企業者が必要とする事業資金の融資を円滑にし、企業の安定化とその振興を図ることを目的として、堺市中小企業融資制度を実施している。併せて、大阪府等の各種中小企業融資制度の相談、受付も行っている。

(1) 堺市中小企業融資制度

制 度 名	融 資 対 象 者	資金使途	融資金額	貸付利率	融資期間	
大 阪 信 用 保 証 協 会 保 証 融 資	振興資金融資 (無担保) 《市町村連携型》	市内の原則として同一場所で6カ月以上引き続き事業を営んでいる小規模企業者で、下記の全てに該当する方 ① 決算及び確定申告を行っている方 ② 具体的な事業計画を有している方 ③ 金融機関等による融資後のサポートを受けることが可能な方 ④ 融資を受けた後の保証協会の保証に係る借入金の残高が2,000万円以下の方	運転資金 設備資金	2,000万円以内	年1.5%	7年以内
	設備投資応援 資金融資 (無担保) 《市町村連携型》	大阪府内において、事業を営んでいる中小企業者で、市内で設備投資を行う下記の全てに該当する方 ① 決算及び確定申告を行っている方 ② 具体的な事業計画を有している方 ③ 金融機関等による融資後のサポートを受けることが可能な方 ④ 融資を受けた後の保証協会の保証にかかる借入金の残額が8,000万円以下の方	設備資金 設備資金に付随する 運転資金	8,000万円以内	年1.2%以下の取扱金融機関所定金利より-0.1%	10年以内
堺 市 産 業 振 興 セ ン タ ー 保 証 融 資	振興資金融資 (有担保)	市内の原則として同一場所で6カ月以上引き続き事業を営んでいる中小企業者	運転資金 設備資金	5,000万円以内	年1.5%	運転5年以内 設備7年以内
	活力強化資金融資 (有担保)	(1) 市内又は市外において、原則として同一場所で6カ月以上引き続き事業を営んでいる中小企業者で、市内で設備投資を行う方 (2) (1)に加え、下記のいずれかに該当する方 ① 中小企業庁のBCP基本・中級・上級コースのいずれかを策定し、これらに基づき、自然災害発生時に業務を継続するための設備投資を行う方 ② 成長産業分野(環境エネルギー産業分野・健康医療産業分野・IOT/IT産業分野)やIOT/IT技術の導入にかかる設備投資を行う方 ③ 堺市の地場産業を営む事業者(自転車または自転車部品の製造を行う事業者・刃物の製造を行う事業者・敷物の製造を行う事業者・線香の製造を行う事業者・昆布の加工を行う事業者・繊維の染色またはさらしを行う事業者)で当該製品の製造または加工のための設備投資を行う方	設備資金	5,000万円以内	年1.4% 年1.0%	10年以内

(次頁へ続く)

堺市産業振興センター保証融資		(3) 市内の原則として同一場所で6カ月以上引き続き事業を営んでいる中小企業者で、下記のいずれかに該当する方 ① 今年度及び前年度において、堺市企業成長促進補助金の認定を受けた方 ② 今年度及び前年度において、堺市女性雇用促進等職場環境整備支援事業補助金の交付決定を受けた方 ③ 就職困難者の雇用促進及び労働環境の向上に積極的な方(堺市HPに具体的な要件を掲載)	運転資金 設備資金			運転7年以内 設備10年以内
	創業者支援資金融資 (有担保)	(1) 市内において新たに事業を営むため必要な準備を行っている方、または事業開始後6カ月未満の方、もしくは、堺市の特定創業支援等事業による支援を受けた創業から2年未満の方	開業に必要な運転資金及び設備資金	2,000万円以内 但し、総資金の4/5以内	年1.3%	運転5年以内 設備7年以内
		(2) 市内の泉北ニュータウンまたは中百舌鳥エリア(堺市HPに具体的な場所を掲載)で新たに事業を営むため必要な準備を行っている方、または当該2地区のいずれかで事業開始後6カ月未満の方				
		(3) (1)に加え、下記に該当する方 ① 成長産業分野(環境エネルギー産業分野・健康医療産業分野・IOT/IT産業分野)やIOT/IT技術の導入にかかる設備投資を行う方	設備資金	(総資金の1/5以上の自己資金が必要)	年1.0%	
経営安定特別資金融資 (有担保)	市内の原則として同一場所で6カ月以上引き続き事業を営んでいる中小企業者、またはさかい新事業創造センター(S-Cube)に入居している中小企業者で、下記のいずれかに該当する方 ① 最近3カ月、6カ月または12カ月の平均売上高が前年または前々年同期より減少している方 ② 最近3カ月または直近決算期の平均売上総利益率または平均営業利益率が前年または前々年同期より減少している方 ③ 適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、新たな資金調達に支障を来している方 ④ 適切な事業計画を有し、事業多角化または事業転換を行う方	運転資金 設備資金	5,000万円以内	年1.3% 但し、事業承継資金として利用する場合、年1.0%	10年以内	
協同組合振興資金融資	中小企業等協同組合、商工組合その他商工中金の融資対象となる組合であって、市内に事務所または事業所を有する中小企業者	運転資金 設備資金 転貸資金	1 組合 5億円以内 1 構成員 1億円以内	長期プライムレートより-0.6%	運転5年以内 設備7年以内	

(2) 信用保証料の負担

中小企業者の負担軽減を図るため、堺市中小企業融資制度の一部について、市が予算の範囲内で信用保証料の負担を行っている。

活力強化資金融資	原則市が信用保証料を全額負担
創業者支援資金融資	原則市が信用保証料を全額負担
経営安定特別資金融資	事業承継資金として利用する場合、原則市が信用保証料を全額負担

(3) 融資あっ旋状況

① 令和2年度融資受付申込状況

堺市中小企業融資		大阪府中小企業融資 (堺市ものづくり支援課窓口分)		合 計	
件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)
32	661,229	0	0	32	661,229

② 令和2年度融資申込・決定状況等制度別分類

堺市中小企業融資

制 度 名	申 込		決 定		年度末融資残高	
	件数 (件)	金額(千円)	件数 (件)	金額(千円)	件数 (件)	金額(千円)
振興資金融資 (無担保) 《市町村連携型》	0	0	0	0	3	10,953
設備投資応援 資金融資 (無担保) 《市町村連携型》	0	0	0	0	1	6,480
振興資金融資 (有担保)	0	0	0	0	0	0
活力強化 資金融資	2	22,200	2	22,200	22	141,943
創業者支援 資金融資	2	3,000	2	3,000	4	9,351
経営安定特別資金融資	24	432,029	23	410,617	125	1,091,281
協同組合振興資金融資	4	204,000	4	204,000	29	528,640
資金調達円滑化 資金融資	-	-	-	-	2	371
合 計	32	661,229	31	639,817	186	1,789,019

4 企業の誘致と投資の促進（商工労働部 イノベーション投資促進室）

国内外からの企業誘致や既存企業の再投資は、雇用の創出や産業の空洞化の防止、さらには地域経済への波及効果が期待できることから、これを積極的に推進する必要がある。

このことから、本市への企業進出、投資促進を図るため、具体的な支援策により企業立地を促進する。また、市内中小企業の高度化・集約化による産業基盤の強化に取り組む。

(1) 企業投資促進事業（商工労働部 イノベーション投資促進室）

① イノベーション投資促進条例、工場立地法地域準則条例

市内の工業適地や都市拠点（都心地域、中百舌鳥地域、泉ヶ丘地域）への企業投資の促進により、雇用機会及び事業機会の拡大並びに産業の空洞化の防止を図り、本市の産業の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的として、イノベーション投資促進条例による税の優遇策及び工場立地法地域準則条例による緑地規制の緩和を行っている。

イノベーション投資促進条例（旧企業立地促進条例、旧ものづくり投資促進条例）に基づく

認定企業数	129 件
認定企業の投資見込額	約 1 兆 1,926 億円
雇用見込数	約 11,240 人

② グリーンイノベーション投資促進補助金

脱炭素の取組が産業の持続的な成長につながる「環境と経済の好循環」を実現することを目的として、脱炭素社会の実現に貢献する革新的技術に関する研究開発拠点や生産拠点の整備、CO2 の大幅削減や再利用等に係る設備投資について、費用の一部を補助する。

- 建物の新築、増築及び建替え等の支援 補助率：5/100（補助限度額 2 億円）
- 償却資産の取得等の支援 補助率：2/100（補助限度額 1 億円）

③ 企業成長促進補助金

企業が本社機能や研究開発施設に投資を行う場合や中小製造業者が成長産業分野に挑戦する投資を行う場合に、建物取得等及び雇用の支援として費用の一部を補助する。

- 本社機能の整備に関する建物取得等の支援
補助率：5/100（補助限度額 1 億円） 中小企業の場合は 10/100
- 研究開発施設の整備に関する建物取得等の支援
補助率：5/100（補助限度額 1 億円） 中小企業の場合は 10/100
- 中小製造業者による成長産業分野に挑戦する建物取得等の支援
補助率：工場 5/100、研究開発施設 15/100（補助限度額 1 億円）
- 雇用の支援 市内在住雇用増加数に応じて一人あたり 20 万円×3 年間

(2) **工場立地法の運用**（商工労働部 イノベーション投資促進室）

工場の敷地面積 9,000 m²以上、もしくは建築面積 3,000 m²以上の規模に該当する製造業等が、工場の新設・増設、又は緑地の減少等を行う際、「工場立地法」に基づく届出を求めている。また、「緑の工場ガイドライン」を策定し、より質の高い緑地形成を求めている。

(3) **市内産業集積活性化事業**（商工労働部 イノベーション投資促進室）

市内産業の活性化、雇用の拡大及びまちのにぎわいの創出などを図るため、都市拠点（都心地域、中百舌鳥地域、泉ヶ丘地域）に新たに事業所等を開設する場合に、賃料の一部の補助を行うほか、中百舌鳥地域においてフレキシブルオフィスやスモールオフィスを新たに開設する場合、整備に係る経費の一部の補助を行う。また、魅力あるオフィスの供給を促すため、都市拠点において賃貸オフィスの新築または建替をする場合、対象経費の一部を補助する。

5 販路開拓支援（商工労働部 イノベーション投資促進室・商業流通課・ものづくり支援課）

公益財団法人堺市産業振興センター等と連携を図り、国内および海外のビジネスマッチングを促進する。

(1) **海外経済交流促進事業**（商工労働部 イノベーション投資促進室）

市内中小企業の製品を広く海外に紹介し、販路開拓を促進するため、堺国際ビジネス推進協議会を運営し、大阪府や産業支援機関と連携しながら、海外見本市への出展支援や海外への情報発信支援、セミナー等を行っている。

(2) **国内ビジネス促進事業**（商工労働部 商業流通課）

域内中小企業のビジネスチャンスの拡大及び情報発信を図るため、さまざまな形態のビジネスマッチング及びコーディネートを行う。

- ・「売り込み型商談会」等の開催

(3) **堺産品販路開拓事業**（商工労働部 ものづくり支援課）

堺産品を扱う事業者を対象に、海外販路拡大のためのプロモーション活動を行う。

6 公益財団法人 堺市就労支援協会

所在地	堺区大仙西町2-69-9		
電話番号	244-3711		
設立目的	就労困難者等を中心とした市民の就労促進と自立指導をはかるとともに市民相互のコミュニケーションの場づくりを推進し、もって同和問題をはじめあらゆる人権問題の解決と地域振興に資することを目的とする。		
設立年月日	昭和59年4月3日	名称変更年月日	平成14年5月1日
		公益財団法人移行	平成23年4月1日
事業内容	<ul style="list-style-type: none">○ 就労促進及び就労教育に関する調査研究並びに指導○ 就労に関する適切な情報の提供並びに指導○ 地域振興に関する事業○ 職業安定法に基づく無料職業紹介事業○ 上記の事業に関連する業務<ul style="list-style-type: none">・ 地域就労支援センターの運営・ 受託事業（「教育・研修の場」・「働く場」の設置）・ 堺市立共同浴場（布袋温泉）の管理・運営・ 堺市立人権ふれあいセンターの管理・運営 等○ その他この法人の目的を達成するために必要な事業		

7 港湾事務所

本市の地先港である国際拠点港湾堺泉北港の振興と発展のため、国・府をはじめ大阪府港湾協会等港湾関係団体との連絡調整、船員法関係事務及び船員のための船員待合所の維持管理、水難救護法に基づく事務を行っている。また、堺泉北港の振興発展を図ることを目的として設立された堺港湾振興会の事務を担当し、各関係機関に対し港湾施設整備促進や港域環境美化のための要望活動を行うと共に、海上交通の安全確保と海上産業の発展に寄与することを目的として設立された大阪府水難救済会等の事務を行っている。

所在地	西区石津西町26
電話番号	244-5951
敷地面積	417㎡（府有地借用）
建築面積	169㎡
延床面積	476㎡
構造	鉄筋コンクリート3階建（一部鉄骨造）
開設年月日	昭和47年3月31日



港湾事務所